

調整方針修正案(第2回教育文化小委員会 / 未提案2項目中2項目)

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容					
	小項目									
	細項目									
1	16 教育・文化	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			教育	25-21	
	02 学校教育の状況			同左						
	02 小学校・中学校									
	11 学校林の設置									
2	16 教育・文化	再編	1 新市において再編のうえ新条例を制定する。 2 貸付業務については新市において行う。 3 償還金の取扱いについては、6市町村における未償還分を新市に引き継ぐ。 4 本制度に係わる基金等については、他の基金との整合性を考慮し整理する。	同左	1 新市において再編のうえ新条例を制定する。 2 貸付業務については新市において行う。 なお、決定した奨学生が阿寒地区住民(その親、又はこれに代わるべき者が阿寒地区に住所を有する)の場合は、前田一步園財団からの寄付による奨学基金を以って充てる。 3 償還金の取扱いについては、未償還分を新市に引き継ぐ。 4 本制度に係わる基金等については、他の基金との整合性を考慮し整理する。	2の記述に「なお、決定した奨学生が～以って充てる。」を追加 3の記述中、「6市町村における」を削除	については、対象者の阿寒地区住民限定を条件とする寄付者の意向による については、釧路町・鶴居村離脱による	教育	20	
	02 学校教育の状況	合併時		同左						
	03 教育振興									
	02 奨学金貸付制度									